

第5回改定における一般原則の見直し（第4回改定との比較）

平成21年12月設定（第5回改定）	平成9年12月改定（第4回改定）
日本標準職業分類一般原則	日本標準職業分類一般原則
第1項 用語の意義 (1) 仕事 職業分類において仕事とは、 <u>一人の人が遂行するひとまとまりの任務や作業をいう。</u> (2) 報酬 職業分類において報酬とは、賃金、給料、利潤（個人業主）、その他名目のいかなを問わず、労働への対価として給されたものをいう。なお、賃金・給料等には、現物（自家生産物を除く。）を含む。 したがって、次のような収入は、報酬に当たらない。 ア 利子、株式配当、家賃、間代、小作料、権利金等の財産収入（ただし、アパート経営、貸金等により労働の対価として得ている場合を除く。） イ 恩給法、生活保護法、厚生年金法、国民年金法、雇用保険法等の社会保障制度に基づく収入又はその他の年金収入 ウ 小遣い、仕送り金等の贈与 エ 競馬、競輪、競艇、パチンコ等の配当又は景品 オ 預貯金引出、保険金受取、借入、不動産等の売却による収入 カ 自己所有の株券等の売買差益による収入 キ 学生・生徒が受ける奨学金等の学資金 ク 職業訓練施設において、職業訓練生が受ける訓練手当・褒賞金 (3) 職業 職業分類において職業とは、個人が行う仕事で、報酬を伴うか又は報酬を目的とするものをいう。 ただし、自分が属する世帯の家業に従事している家族従業者が行う仕事は、報酬を受けているかどうかにかかわらず、一定時間（例えば、一日平均2時間、あるいは通常の就業者の就業時間の3分の1以上の時間等）当該仕事に従事している場合には、その仕事を職業とみなす。	第1項 職業の定義 この職業分類にいう職業とは、個人が継続的に行い、かつ、収入を伴う仕事をいう。 仕事の継続性とは、仕事が一時的ではなく、次のいずれかに該当することをいう。 (1) 毎日・毎週・毎月等の周期を持って行われている。 (2) 季節的に行われている。 (3) 明瞭な周期を持たないが続けて行われている。 (4) 現に従事している仕事を引き続きそのまま行う意志と可能性がある。 収入を伴う仕事とは、現金、現物、また名目の如何を問わず、賃金・給料・利潤（個人業主）・その他の報酬を伴うか、収入を得ることを目的とする社会的に有用な仕事をいう。この際、仕事の結果、得られる収入は断続的であってもよい。 なお、自分の属する世帯の家業に従事している家族従業者の仕事は、賃金・給料などの報酬を受けているかどうかは必ずしも明瞭ではないけれども、継続的に一定時間（例えば、一日平均2時間、あるいは通常の就業者の就業時間の3分の1以上など）就業していれば、その仕事を職業とみなす。 仕事をしないでも収入がある場合は、職業に従事していることにはならず、また、仕事をしていても収入を伴わない場合は、この職業分類では、これを職業としない。 仕事をしないでも収入がある場合とは (1) 利子・株式配当・家賃・間代・小作料・権利金などの財産収入を得ている場合 （ただし、アパート経営・貸金などを業として営んでいると判断される場合は、それを職業とみなす。） (2) 恩給法・生活保護法・厚生年金法・国民年金法・雇用保険法等の社会保障制度に基づく収入、又はその他の年金収入を得ている場合 (3) 小遣い・仕送り金などの贈与を受けている場合 (4) 競馬・競輪・競艇・パチンコなどの配当又は商品を得ている場合 (5) 預貯金引出、保険金受取、借入、土地などの売却により収入を得ている場合 (6) 自己所有の株券などの売買差益により収入を得ている場合 (7) 学生・生徒が奨学金などを得ている場合 (8) 職業訓練施設において、職業訓練生が訓練手当・褒賞金を得ている場合などをいう。

第5回改定における一般原則の見直し（第4回改定との比較）

平成 21 年 12 月 設定（第 5 回改定）	平成 9 年 12 月 改定（第 4 回改定）
したがって、次のような仕事は、職業に当たらない。 ア 自分が属する世帯のため、家事や家庭菜園の作業を行う場合又は留守番等を行い小遣いを得た場合 イ PTA・子供会の役員、社会福祉活動、ボランティア活動等のように無給の奉仕活動に従事している場合 また、窃盗、恐喝、とばく、売春、密輸等の違法行為及び公序良俗に反する行為並びに受刑者の行う仕事は、いずれも職業とはみなさない。 (4) (1)から(3)までに定めるもののほか、この職業分類において使用する用語は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）において使用する用語の例による。 第 2 項 職業分類の適用原則及び分類項目の設定原則 職業分類は、仕事を分類すると同時に人に対してその仕事を通じて適用し、職業別の統計を表示するために用いられるものである（注 1）。 （注 1）分類項目は、人に対して適用するため、従事者など人を表す表現を用いる。 この職業分類の分類項目は、事業所の産業分類、個人の就業形態及び仕事の期間や継続性とは独立に設けられる（注 2）。 （注 2）産業と職業の内容が密接であると考えられる農林水産業については、この限りではない。 また、分類項目は、仕事の内容の類似性、仕事に従事する人数等によりその仕事が社会的にどの程度一つの職業として確立しているかを考慮して定める。この考慮すべき仕事の内容の類似性は、次のとおりとする。 (1) 仕事の遂行に必要とされる知識又は技能 (2) 事業所又はその他の組織の中で果たす役割 (3) 生産される財・サービスの種類 (4) 使用する道具、機械器具又は設備の種類 (5) 仕事に従事する場所及び環境 (6) <u>仕事に必要とされる資格又は免許の種類</u>	仕事をしていても収入を伴わない場合とは (1) 自分の属する世帯のための家事・家庭菜園の作業又は小遣い程度の収入を得て、留守番などに従事している場合 (2) P T A ・子供会の役員、社会福祉活動、ボランティア活動等のように無給の奉仕の仕事に従事している場合などをいう。 また、法律違反行為、すなわち、窃盗・恐喝・とばく・売春・密輸など、及び受刑者の仕事は、それを職業とはみなさない。 第 2 項 分類の適用単位と基準 職業分類を適用する単位は個人である。 この職業分類は、個人が従事している仕事の類似性に着目して区分し、それを体系的に配列したものである。仕事を区分するに当たっては、個人が行っている仕事が社会的にどの程度一つの仕事の種類として確立しているかを考慮し、次の諸点を基準として分類項目を設定した。 なお、分類項目の設定に当たっては、その仕事に従事する人数、法的資格等をも考慮した。 (1) <u>個人が従事する仕事の形態</u> (2) 必要とされる知識又は技能 (3) 生産される財又は提供されるサービスの種類 (4) 使用する原材料・道具・機械器具・設備の種類 (5) 仕事に従事する場所及び環境 (6) 事業所又はその他の組織の中で果たす役割